

# 「建設リサイクル法」の概要

工事現場で発生するコンクリートや木材はリサイクルしましょう。

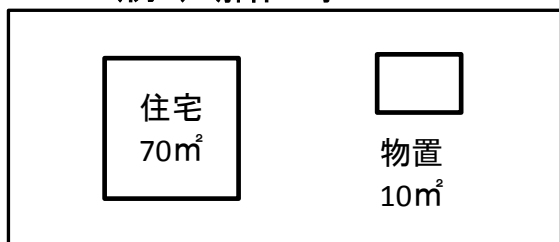
(対象となる工事)

1	建物の解体工事で、床面積の合計が80㎡以上のもの。
2	建物の新築・増築工事で、床面積の合計が500㎡以上のもの。
3	建物の修繕・リフォーム工事で、請負金額が1億円以上のもの。
4	工作物や土木工事で、請負金額が500万円以上のもの。

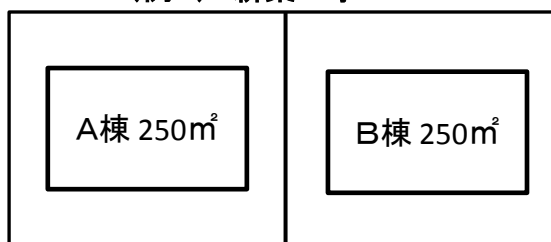
(例1) 同一敷地内で2以上の建物の解体工事をする場合、床面積の合計が80㎡以上あれば対象になります。

(例2) 新築工事でアパートや建売住宅など2棟以上を同時に工事する場合は、発注者が同じで床面積の合計が500㎡以上あれば、対象になります。

(例1) 解体工事



(例2) 新築工事



## ・建主の義務

- ①「届出」・・・工事着工の7日前までに、開発建築指導課へ届出が必要です。
- ②「契約書」・・・契約書に分別解体やリサイクルの費用等を明記しなければなりません。

## ・施工者の義務

- ①「説明書」・・・分別やリサイクルの内容について、あらかじめ建主に書面で説明しなければなりません。
- ②「分別」・・・発生する産業廃棄物のうち、コンクリート・アスファルト・木材を分別しなければなりません。
- ③「リサイクル」・・・分別したこれらの廃棄物は再処理施設へ運び、リサイクルしなければなりません。
- ④「標識」・・・現場に、登録業者である旨の標識の設置が必要です。
- ⑤「報告書」・・・リサイクルの結果について建主に書面で報告しなければなりません。

お問い合わせ先

福島市役所 開発建築指導課 525-3764

# 「建設リサイクル法」の手続き

## 1, 市役所への届出

### ・添付書類

1	届出書	令和3年1月1日から押印は不要です。
2	別表	3種類の別表から、該当のものを添付してください。 (別表1)解体工事の場合 (別表2)新築・増築・修繕・模様替えの場合 (別表3)土木工事や工作物等の場合
3	案内図	住宅地図等に施工場所を赤色で明示してください
4	計画図	建物は立面図。土木は平面図。解体工事の場合は不要です。
	写真	解体工事のみ必要。A4台紙に添付してください。
5	工程表	任意の様式で可。一日ごとの作業概要を記入してください。
6	委任状	手続きを業者に頼む場合は委任状が必要です。 その場合は、発注者が記名してください。

※図面等をA4に折り込みをした上で、  
これらをあわせて左側1～2箇所止めをしてください。

### ・提出部数

1部(控えが必要な方は控え分も準備してください。)

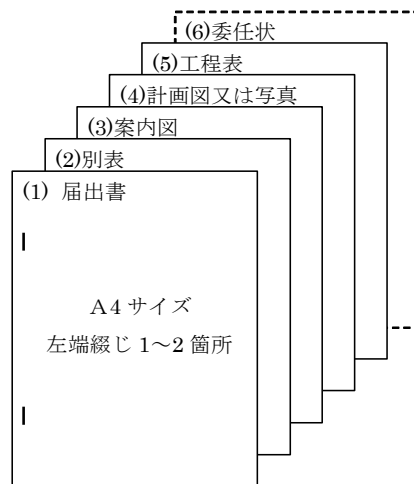
### ・提出先

福島市内の工事

→福島市役所東棟6階 開発建築指導課窓口

福島市外の工事

→各自治体に確認をとってください



## 2, 発注者への手続き

1	説明書	契約前に、分別解体等の計画等について書面で説明が必要です。
2	請負契約書	分別解体の方法や解体工事・リサイクルの費用を記載する。 ※標準的な様式を(財)福島県建設協会で購入しています。
3	再資源化報告書	リサイクルが完了したら、発注者に報告書を提出する。 ※発生材の合計が200t以上の場合、資源有効利用促進法に基づく「再生材資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を添付する。

## 3, 下請業者への手続き

告知書	下請契約の前に、届出の内容について文書で告知する。
-----	---------------------------